

令和 7年度第 5号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当ではないため、これを取り消し、改めて第 2の 1に掲げる開示請求の対象となる保有個人情報を特定した上で、開示又は不開示を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年10月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日から現在に至るまでの間の〇〇課と私とのやりとり。つまり電話記録。（〇〇課が私に言ったこと、私が〇〇課に言ったこと）（以下「本件保有個人情報」という。）

2 同月27日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

実施機関において本件保有個人情報を作成していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

3 令和 6年 1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、電話記録を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和〇年〇月〇日に〇〇局〇〇課から、要望等に係る確認通知書（以下「確認通知書」という。）が送られてきて、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、不当要望等、行政対象暴力に該当と書かれ、さらに、不当要望等については、令和〇年〇月〇日（〇）までに取り下げないと市

公式ウェブサイト公表するなど書かれていた。この内容すべてが、審査請求人と〇〇課とのやりとりの記録がないと成り立たない。

(2) 両者のやり取りが電話でしかないので、電話記録の開示を求めたが、ない、という回答であり、何を根拠に不当要望等、行政対象暴力と言えるのか。また、以下の通り条例等にも違反している。

ア 条例には「職員は要望等を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を記録するものとする」と書かれているため、電話記録がないというのは条例違反に該当する。

イ 条例に規定される要望等記録制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）には、「要望等については、原則としてすべて記録することとしております」と書かれているため、電話記録がないというのはマニュアル違反にも該当する。

ウ 運用マニュアルに「職員が記録しなかった場合は、個々の事案を精査したうえで、懲戒処分等の対象になる場合もあると考えています」と書かれており、電話記録の重要性を再認識させられる。もう一度、あるか否かを良く調べてほしい。もし本当に電話記録がないのならば、確認通知書そのものが事実無根のものになり、よってネットに公表された記事も根拠のないことになるので、条例及び運用マニュアルを遵守すべく、削除すべきである。

(3) 弁明には、やりとりの電話記録がたしかにないけれども、要望等記録兼報告書（以下「報告書」という。）を作成しており、その内容が条例に規定する記録であり、電話の日時、対応者、対応時間、電話での様子、発言内容の概要もあるので、〇〇課は記録を取っており、条例違反をしていないとのことだが、それは大いに間違っている。

(4) 運用マニュアルには、個人ではなく組織で対応するため、要望者とのやり取りを記録しなければならないと記載されており、審査請求人の場合、すべてのやり取りを電話で行ったので、それは電話記録となる。

(5) 運用マニュアルには、要望等の聴き取り、報告書の作成の順番に作成することが記載されており、「聞き取りの際のポイント」には「その場で書いたメモ」「メモ役等の役割を分担して対応」とあることから、聞き取りメモ等があることは明らかである。

- (6) 記録の手段としての、メモを取る方法としては、メモを取ることを声掛けて、取った後にその場で、書いたメモを相手と確認しなければならないが、〇年〇月から〇年〇月までの 8か月の間に、当時の担当者及び係長と複数回会話したが、上記のような声掛けもメモの確認など一度たりともなかった。
- (7) メモは個人の段階で作成した下書きであり、メモは組織共用性がなく、組織としての文書の扱いにはならない。要望等記録制度にしたがって、最初の聞き取りから最後の公表まで、一つずつもれなく書類を積み重ねていくという手続きを取らなければならない、メモから次のステップである報告書に昇格する必要がある。そのためには大量のメモを整理、清書、要約して、要点だけを報告書に書き込んで完成させる必要がある。つまり、電話記録は報告書の根拠であるが、電話記録がない以上、条例に違反している。報告書の内容は、主観的なもの、推測、勘違い、聞き違い、悪意によるものなどと言わざるをえない。
- (8) 弁明理由には、報告書のほかに、電話の日時、対応者、対応時間、電話での様子、発言内容の概要があると書かれているが、電話記録ではないけれども、それに近いものなのでそれで良いという意味の言葉だと思うが、本当にそうか、順番に見ていく。
- ア 内容はどこにあるのか。一番重要な内容がなければ記録は成立しない。
- イ 電話での様子とあるが、「様子」という言葉は、広辞苑では、ありさま、状況と定義しており、記録ではない。
- ウ 発言内容の概要とあるが、運用マニュアルには、「要望等については、原則として、すべて記録することとしております」と書かれているので、つまり概要ではなく、全部、詳しく、記録するべきである。
- (9) 弁明では、市公式ウェブサイトへの公表は本件審査請求と関連性がないと主張しているが、間接の関連性がある。運用マニュアルの対応フローのとおり、最初の要望等の聞き取りと最後の公表は両方とも、同じ要望等記録制度の手続きの流れの中にあり、無関係ではない。
- (10) 最初から、報告書の生みの親であるやりとりの電話記録をテーマにして、それがなければおかしいと言っているため、〇〇課は、論理的に電話記録がなくても報告書が成り立つということを立証しなければならない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報、令和〇年〇月〇日以降の審査請求人と実施機関との電話記録である。
- 2 実施機関においては本件保有個人情報を作成しておらず開示対象となる保有個人情報は存在しない。
- 3 なお、審査請求人が主張する条例第 8 条に規定する記録については、報告書が該当し、審査請求人からの電話があった日時や対応者、対応時間、審査請求人の電話での様子、発言内容等本件開示請求にかかる保有個人情報の概要を記載しており、当該保有個人情報については、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号、同日付け〇〇第〇号及び同日付け〇〇第〇号で〇〇決定をしているところである。
- 4 その他審査請求人が主張する確認通知書に記載されている市公式ウェブサイトへの公表等については、本件審査請求と関連性がないものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1 条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 要望等記録制度について

(1) 条例において定められた制度であり、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを職員の責務として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 要望等を受けた職員は、聞き取った要望等について、報告書を作成した

後、上司へ報告し、組織としての対応方針を決定し、要望等に対応するものとされている。不当要望等又は行政対象暴力と思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、コンプライアンス・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の助言を受けた上で、要望等の所管部署において、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを通知することとされている。なお、行政対象暴力に該当する場合は、公表する旨だけを通知することとされている。

- (3) 要望等への対応が終了した場合は、報告書を完結し、各所属で保存するとともに、名古屋市職員倫理審査会の審査に付された後、不当要望等及び行政対象暴力の概要、対応結果を公表することとされている。

4 審査請求人に係る対応について

- (1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇要綱に基づく〇〇として依頼を受け、〇〇を実施する予定であったが、審査請求人が待ち合わせ場所に到着した際には、〇〇の依頼人は既に〇〇を済ませており、〇〇業務を行わなかった。
- (2) 同日、審査請求人から実施機関に対し、〇〇依頼に係る交通費等の要望が電話であり、その後約〇か月にわたり実施機関に対し、電話及びFAXによる要望等が継続したことから、実施機関は、アドバイザーの助言を受けた上で、審査請求人の要望及び言動等が不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、確認通知書の送付により審査請求人に通知した。
- (3) 確認通知書には、当該要望等を取り下げる場合は実施機関へ連絡すること、当該要望等の取り下げ以外の場合の連絡先として、アドバイザーの連絡先が記載されていた。
- (4) 審査請求人は、確認通知書の受領後、アドバイザーに電話で連絡をしたが、実施機関へ連絡をしなかったため、実施機関は、当該要望等は取り下げられなかったと判断し、市公式ウェブサイトに要望等の概要を掲載した。

5 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、上記 4(2) における、令和〇年〇月〇日から本件開示請求の日に至るまでの間の、実施機関と審査請求人とのやり取りの電話記録である。

6 本件処分の妥当性について

(1) 法第60条第1項において、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいい、「行政機関等が保有している」とは、当該行政機関等が当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態をいう。

したがって、保有個人情報該当性を検討するに当たっては、当該情報の作成・取得、利用、保存・廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

(2) 職員が作成したメモ等について

ア 報告書の前提となる電話記録等について

(ア) 審査請求人は、条例や運用マニュアルにおいて、職員は、要望等を受けたときはその内容を原則としてすべて記録するものと規定されており、報告書の前提となる、審査請求人の要望等の聞き取りを行った職員が作成した聞き取りメモ（以下「本件メモ」という。）などが存在するはずであると主張しているため、この点について判断する。

(イ) 事務局が実施機関に本件メモについて確認したところ、以下のとおり説明があった。

a 要望等の聞き取りをした職員は、本件メモを作成していたが、当該職員個人で保管し、報告書にその内容を転記した後、随時廃棄しており、請求日時点で本件メモは存在しなかった。

b 報告書は組織共有されるが、本件メモは、決裁文書に添付されるなど組織共有されることはなかった。

(ウ) 条例、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第104号。以下「規則」という。）において、報告書の前提として聞き取りメモを作成及び保管することは規定されておらず、要望等記録制度の制度所管課に確認したところ、運用上も求めているとの説明があった。

また、当該制度の運用に当たっての指針として作成された運用マニュアルにも、当該メモ等の作成及び保管を求めることは規定されていない。

(エ) したがって、本件メモを保管すべきとする定めはなく、また、本件メモの内容が転記された報告書が組織共有されていることからすると、本件メモが存在しないとする実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

イ 報告書の完結日以降の電話記録等について

(ア) 報告書の完結日以降の電話記録等（以下「本件記録」という。）については報告書に記載されていないが、本件保有個人情報、上記 5 のとおりであり、本件記録が本件保有個人情報に該当する可能性があることから、事務局が実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

a 完結日以降の審査請求人からの連絡は、事務手続きについての問い合わせ等であり、その場で対応が完結している。

b 電話を受けた職員が聞き取りメモを作成することはあったが、当該職員個人で保管し、上司への報告は口頭で行ったため、当該メモを組織共有することはなかった。

(イ) 以上のことから、本件記録については、報告書や他の行政文書として作成及び保管されていないとする実施機関の説明に、特段不合理な点があるとは言えない。

ウ 以上のことから、本件メモ及び本件記録は保有個人情報に該当しないものと認められる。

(3) 実施機関が作成した報告書について

ア 上記(2) ア(イ)において、実施機関は、本件メモの内容は報告書に転記したと説明している。

イ 規則において、報告書には、要望等を受けた日時、要望等の方法、要望等を受けた場所、要望者の氏名及び住所並びに電話番号、要望等を受けた職員の所属、補職名及び氏名、要望等の具体的な内容を記録することが規定されている。

ウ 当審議会が見分したところ、実施機関が作成した報告書には、上記イの内容に加え、電話の対応時間、審査請求人の電話での様子や発言内容について記載されていた。

エ 事務局が、実施機関に確認したところ、本件開示請求の内容は「実施機関と審査請求人とのやりとり（電話記録）」であるが、報告書には、実施機関の発言内容の記載がなく、やり取りを記録した文書には該当しないと判断したとのことである。

オ しかしながら、報告書は、実施機関が本件メモの内容を転記して作成しており、審査請求人の要望等の具体的な内容、電話での様子及び発言内容等が記載されていることから、実施機関と審査請求人とのやり取りに関する情報が含まれていると解することができ、報告書は、本件保有個人情報に該当すると解することが適当である。

(4) 以上から、本件保有個人情報を不存在のため不開示とした実施機関の決定は妥当ではないと認められるため、これを取り消し、報告書を特定するとともに、本件開示請求の対象となる情報が他に存在しないかを改めて探索し、存在する場合にはそれらも特定し、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 2月 26日	本件審査請求に係る諮問書の受理
3月 25日	本件審査請求に係る弁明書の受理
5月 10日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 4月 28日 (令和 7年度第 1回)	調査審議
5月 30日 (令和 7年度第 2回)	調査審議

6月30日 (令和 7年度第 3回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
7月25日 (令和 7年度第 4回)	調査審議
8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月21日	答申